

特集 介護保険

介護保険法

平成12年4月から

スタート

介護保険法が昨年十二月、国会で成立し、平成十二年度からスタートすることになりました。
この制度は、医療保険や年金保険などと同様に、共同連帯の理念に基づき、社会保険方式によって介護を必要とする方に対して、必要な医療サービスや福祉サービスなどを提供する仕組みになっています。
介護制度のあらましは次のとおりです。

介護を必要とする方に、社会的な支援を行うシステムが実現します。

保険者（運営の主体）

介護保険を運営する主体（保険者）は、市町村と特別区（東京二十三区）です。ただし、財政や事業計画策定などについては、国や都道府県が支援することになっています。

被保険者（加入者）

四十歳以上の国民は一人ひとりがすべて被保険者になります。

被保険者は、次のように分けられます。

第一号被保険者

六十五歳以上の人

第二号被保険者

四十歳以上六十五歳未満の医療保険に加入している人

介護サービス

被保険者は介護が必要になった場合、市町村に申請し、認定を得て介護サービス（給付）を受けられます。

サービスは要介護状態に応じて六段階に分かれています。

利用者の負担額

介護サービスを受ける利用者の負担額は、介護に要した費用の割合です。

そのほか、介護施設を利用するときには食事の標準負担額がかかります。

保険料

第一号被保険者（六十五歳以上の保険料は、各市町村ごとに中期的（三年）な見直しに基づいて設定し、所得段階別の定額保険料となります。これについては、原則として年金から天引きされ平成十二年度時点で月額平均二五〇〇円程度と見込まれています。

第二号被保険者（四十から六十四歳の医療保険加入者）の保険料は、国民健康保険をはじめ、それぞれの加入している医療保険の保険料と一緒に徴収され、その額は平成十二年度時点で月額二四〇〇円程度と見込まれています。

